一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好市池田町州津大佐古九五〇の二一から九五〇の二四まで、九五〇の二六、九五〇の二八、九五〇の二九、九五〇の一三四から九五〇の一三九まで、九五〇の一四一から九五〇の一四七まで、九五〇の一四九から九五〇の一五四まで、九五〇の一五七、九五〇の一五八、中津一九一八の一、一九二三の一、一九二四の一、一九二五の一から一九二五の一〇まで、一九二五の一二、一九二五の一三、一九二五の一五から一九二五の一七まで、一九二六の二、一九三二の一、一九三三の二、一九三三の五、一九三三の七、一九四六の一一、池田町西山大佐古一〇五から一〇九まで、一一〇の二、一一〇の三、一一二の一、一一二の五、一一三の一、一一三の二、一一五の一、一一六の一、一一七の一、一一七の七、一二二の二の一、一二六、一二七、一三六の一から一三六の三まで、一三六の四の一、一三六の四の二、一三六の五、一三六の四二、一三六の四三、西川見四七九、四八〇、四八一の一から四八一の三まで、四八一の六、四八一の七、四八一の一〇、四八一の一二、四八一の一三、四八一の一四、四八一の二二、四八一の二八、四八三の五、四九一の二、四九一の九、四九一の一〇、五一四の一、五一四の二、五一四の一一、五一四の一三、五一四の一四、五一六の一、五一七の一、五一七の二、池田町中西タマノクボ一八一四（次の図に示す部分に限る。）、一八一八の一、ナカヤ六七六、六八二、六八三、六八五、六八七、六八八、六八八の二、六八九の一、六八九の二、一八一〇（次の図に示す部分に限る。）、一八一三、二三三一の二、池田町白地ウマバ二八七の二、六三九の一から六三九の三まで、六四〇の二、六四一の一から六四一の五まで、六四一の七、六四一の九から六四一の一まで、七一八、七一九の一、七二〇、七二一の一、七二三、七二四、七二五の一、七二五の二、七二六から七二九まで、七三〇の一から七三〇の四まで、七三一から七三三まで、七八八の一、七八八の二、七八九、七九〇の二、池田町佐野渕ノ元一〇一八の二、一〇三五の二、一〇五〇、二八六〇、二八六一の一、二八六一の二、二八六六の一、二八六六の二、二八六六の二、二八七一、二八七二の一、二八七二の二、二八七三の二、二八七四の二、二八七五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　中津一九二五の一から一九二五の一〇まで、一九二五の一二、一九二五の一三、一九二五の一五から一九二五の一七まで、一九二六の二、一九三二の一、一九三二の二、一九三三の五、一九三三の七、一九四六の一一、タマノクボ一八一四、一八一八の一、ナカヤ六七六、六八二、六八三、六八五、六八七、六八八、六八八の二、六八九の一、六八九の二、一八一〇、一八一三、二三三一の二、ウマバ六三九の一から六三九の三まで、六四〇の二、七二一の一、七二三、七二四、七二五の一、七二五の二、七二六から七二九まで、七三〇の一から七三〇の四まで、七三二、七八八の一、七八八の二、七八九、七九〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬郡つるぎ町半田字樫尾一六三の一、字上喜来四一、六四の一、六四の二、五五七、五七四の二、七三九の一、七四五の一、七四六の二、字高清六〇から六二まで、字白石六八〇、六九三、字天皇二七三の二、字中藪六一四、字日浦一四八四、字東久保二四二、二四三、一〇八一の二、字平良石三一八、六七〇の三、八四九の一、九九四の二、九九五、一一二七の三、字上蔭一一の二、一二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字樫尾一六三の一一（次の図に示す部分に限る。）、字上喜来四一、六四の一・六四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五五七、五七四の二、七三九の一・七四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七四六の二、字高清六〇（次の図に示す部分に限る。）、六一、六二、字白石六八〇・六九三・字天皇二七三の二・字中藪六一四・字日浦一四八四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字東久保二四二、二四三、一〇八一の二・字平良石三一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七〇の三、八四九の一、九九四の二・九九五・一一二七の三・字上蔭一一の二・一二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県阿波市市場町犬墓字小竹三〇から三七まで、六八から七〇まで、阿波町桜ノ岡四五二、四五五、四六七の一、四六七の三、四六七の四、四七〇の五、阿波町北山一〇の一から一〇の四まで、五二の一から五二の三まで、八〇の一、八〇の三から八〇の六まで、八六、八九、一四五、一四六、二二八の一、二三〇、四〇七の一、四〇九の一、四〇九の二、土成町浦池字九王谷二二〇六の二、二二二〇、二二二一、二二四八の八、二二五一から二二五三まで、二二五五、二二五七、二二五九、二二六三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字小竹三七（次の図に示す部分に限る。）、六八、六九、阿波町桜ノ岡四五二、字九王谷二二〇六の二、二二四八の八、二二五一から二二五三まで、二二五五、二二五七、二二五九、二二六三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県阿波市市場町犬墓字大北六七九、六八二の一〇、六八二の一一、市場町日開谷字稲荷五三〇、五三二、五四五、五五七の一、五五七の二、五五八の一、五五八の二、五五九、五六三、五六四の一、五六四の二、五六五の一から五六五の三まで、五六六、五六七の一から五六七の五まで、字奥日開谷一の二、一の三、一の八の五まで、字奥日開谷一の二、一の三、一の